

人身傷害保険金を支払った保険会社による自賠責保険金の回収と損益相殺

弁護士 谷山 智光

1 問題

(1) 被害者が、加害者に対し、交通事故の人身損害の賠償を請求するにあたって、先に人身傷害保険金を受領していた場合、当該保険金を支払った保険会社（以下「人傷社」という。）が被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得するから、その分、被害者は加害者に対し損害賠償請求ができなくなる。

(2) この点、被害者にも過失があり過失相殺がなされる場合に、人傷社がどの範囲で被害者の加害者に対する損害賠償請求権を代位取得するのか、その結果、被害者が加害者に対していくら損害賠償請求できるのかが問題となり、諸説あったが、最高裁はいわゆる訴訟基準差額説を採用した。

同論点については、御池ライブラリー 36号で取り上げられているので、ここでは詳述しない。

(3) では、ここで人傷社が自賠責保険金を回収していた場合、被害者が加害者に対して請求できる金額に差は生じるであろうか。

問題を明らかにするため、損害額1億円、被害者の過失4割、人傷社が被害者に6000万円の人身傷害保険金を支払い、3000万円の自賠責保険金を回収したという事例を想定する。

この場合、訴訟基準差額説によると人傷社は2000万円（人身傷害保険金6000万円－被害者負担部分4000万円）について代位することになるが、3000万円の自賠責保険金を回収している（1000万円多く回収している）ので問題となる。なお、訴訟基準差額説によれば、人傷社がいくら代位しうるかは、最終的には裁判所の判断により確定することになるので、人傷社が代位しうる金額以上の自賠責保険金を回収していたというケースはありうる。

この点、被害者自身が自賠責保険金を受領していた場合、その自賠責保険金が損益相殺の対象となることには争いはない。

2 2つの考え方

(1) この場合、大きくわけて2つの考え方があると思われる。

(2) 1つは、本来、自賠責保険は加害者側の保険であること、人傷社が自賠責保険金を回収していなければ、自賠責保険金は加害者負担部分に填補されることから、人傷社が回収した自賠責保険金額を加害者負担部分から控除する考え方である。

この考え方によると、先の事例では、人傷社が回収した3000万円は加害者負担部分から控除されるので、被害者は加害者に対し、3000万円しか請求できないということになる。人傷社が自賠責保険金を回収していなければ、加害者に対し4000万円（加害者負担部分6000万円－人傷社代位部分2000万円）を請求できたのに、回収していれば3000万円しか請求できなくなるということになり、人傷社が自賠責保険金を回収している場合と回収していない場合とで、被害者が加害者に請求できる金額が異なることになる。

もっとも、1000万については、被害者と人傷社の間で調整することになる。

(3) もう1つは、人傷社による自賠責保険金の回収は、被害者本人への支払ではないことから、加害者負担部分から控除しない考え方である。

先の事例でみれば、被害者は加害者に対し、4000万円（加害者負担部分6000万円－人傷社代位部分2000万円）を請求できるということになり、人傷社が自賠責保険金を回収している場合と回収していない場合とで、被害者が加害者に請求できる金額は異なることになる。

もっとも、1000万円については、加害者と人傷社との間で調整することになる。

3 裁判例

公刊物に登載されている裁判例のうち、この問題について判断しているものとして東京地裁平成21年12月22日判決交民集42巻6号1669頁がある。

同判決は、上記2の(3)の考え方に立っている。同判決は、理由として「原告らは、人身傷害保険金のほかに自賠責保険金を受け取ったわけではないから、仮に、この自賠責保険からの受取額が原告らの被告らに対する損害賠償請求の損益相殺の対象になるとすると、原告らは、人傷社に対して、損益相殺された金額を請求しなければならないことになる。原告らの事情でなく、人傷社の事情（自賠責保険か

ら回収したかどうか)によって、原告らが不利益を受けるのは相当でない。他方、損益相殺の対象とならないとすると、被告らは、自賠責保険から回収ができなくなった部分について、人傷社との間で調整をしなければならないことになるが、被告らにとっては、自賠責保険会社からの回収手続が原告側の人身傷害保険会社との調整に代わったものであるということが出来る。被告らは、自賠責保険への請求は被害者の損害賠償請求の代位取得を前提としてしかできないから、人身傷害保険会社が自賠責保険から支払を受けた場合は、「人身傷害保険会社は被保険者の権利行使を害しない残額についてのみ損害賠償請求権を代位取得できる」という理由が妥当せず、自賠責保険金から支払がされた金額は控除されるべきであると主張する。しかし、人身傷害保険会社が自賠責保険の請求をすることができるとされていても、人身傷害保険会社が損害賠償の代位取得をできる範囲が被保険者の権利行使を害しない残額に限られることに変わりはなく、被告らの主張は採用できない。被告らは、自賠責保険は賠償義務額を填補するためにかけている保険であるから支払額が賠償義務額から控除されないことはあり得ないとも主張するが、原告らは自賠責保険金の支払を受けているとはいえないから、当然に控除されることにはならない。」としている(なお、人傷社名については「人傷社」と置き換えた)。

4 考察

確かに、人傷社が代位取得をできる範囲は被保険者の権利行使を害しない残額に限られる。先の例でいえば、人傷社は2000万円の範囲でしか代位できなかったのであり、それを超える部分(1000万円)の支払は有効な支払ではないということになるのが原則である。

しかしながら、加害者の損害賠償債務と自賠責保険会社(以下「自賠社」という。)の支払義務は不真正連帯債務であるとするのが一般的な考え方であるところ、自賠社の人傷社への支払は債権の準占有者への弁済(民法478条)として有効と考えることもできるのではないか。そうでないと加害者と自賠社との間で支払の有効性について争いが生じうるし、自賠社としても人傷社が代位する範囲が確定するまで自賠責保険金の支払をためらうということにもなりかねない。

また、自賠社からの回収と人傷社との調整は手続

として同一ではないから、自賠社からの回収手続が人傷社との調整に代わったと言い切ることもできないと思われる。むしろ、加害者負担部分から控除した上で、被害者に人傷社と調整させる方が、人身傷害保険が被害者側の保険であることに鑑みても簡便ではないかとも思える。加害者が任意保険に加入していれば、実質的には保険会社同士の調整で済ませられるのかもしれないが、加害者が任意保険に加入していない場合にはそのようにはいえないであろう。

人傷社が自賠責保険金を回収している場合と回収していない場合とで、被害者が加害者に請求できる金額が異なる点についても、被害者と人傷社で調整することで解決できる。

もっとも、私もいずれの考え方が妥当か結論するには至っていない。今後の裁判例に注目したい。

【参考文献】

- ・財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準 下巻(講演録編)2011(平成23年)」93頁〔森健二〕(財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部、第40版、2011)